

下記の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年6月3日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

第二期静岡県自治体情報セキュリティクラウド移行業務

(2) 業務内容

第二期静岡県自治体情報セキュリティクラウド移行業務提案競技実施要領等で定める内容等であること。

(3) 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

2 契約限度額

141,495,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であって、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」及び「システム運用・管理業務」並びに「インターネット関連業務」の認定がされている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) ISO/IEC27001またはJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム－ISMS）認証を取得していること。
- (6) ISO9001又は同等の品質管理体制を確立していること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続き等

(1) 実施要項の配布期間

令和4年6月3日（金）から6月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前10時から午後5時まで

(2) 実施要項の配布場所及び担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県デジタル戦略局電子県庁課（東館16階）

電話番号 054-221-2085

電子メール johoh@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

令和4年6月20日（月）午後5時までに電子メール又は県のセキュアファイル交換サービスにて提出すること。

(4) 参加表明書の提出場所

上記(2)に同じ

(5) 提案書の提出期限及び方法

令和4年7月14日（木）午後5時までに電子メール又は県のセキュアファイル交換サービスにて提出すること。

(6) 提案書の提出場所

上記(2)に同じ

(7) 優先交渉権者の特定方法等

優先交渉権者は、第二期静岡県自治体情報セキュリティクラウド移行業務提案競技審査委員会による審査の結果、最適な提案書として特定された提案書を提出した者とする。なお、選定結果については、提案書の提出を行ったすべての者に書面により通知する。

(8) 提案書の評価項目

ア 機能

イ 非機能

ウ 運用

エ 移行

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、予定金額の範囲内において契約する。

6 その他

- (1) 詳細は、提案競技実施要項及び仕様書による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (3) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (4) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (5) 照会窓口は、静岡県デジタル戦略局電子県庁課（電話番号054-221-2085）とする。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Migration of 2nd Shizuoka prefecture local government information security cloud
- (2) The term of a contract:
From contract date to 31 March, 2023
- (3) Time-limit to express interests:
17:00 20 June, 2022
- (4) Time-limit for the submission of proposals:
17:00 14 July, 2022
- (5) Contact:
Information Management Division,
Digital Strategy Bureau,
Governor's Policy Department,
Shizuoka Prefectural Government,
9-6 Ohte-machi, Aoi-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan.
Phone. 054-221-2085